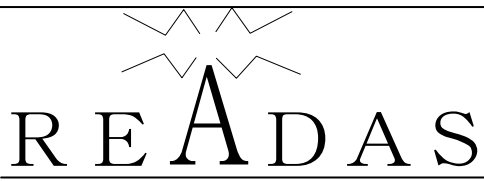


第 5754 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月14日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♣ マイナンバーの変更手続き

Q：マイナンバーを紛失してしまいました。
マイナンバーを変更することはできますか？

A：一定の場合には変更できます。

【解説】

マイナンバーは、原則、変更することができませんが、盗難や紛失、自治体のミスなどが原因で、個人番号が漏洩し、かつ、不正に用いられるおそれがある場合には、一定の手続きをすることによって変更することができます。

変更の手続きは、お住いの市区村町の担当窓口で行います。手数料は無料です。

変更には、次の書類が必要です。

- ①個人番号変更請求書
- ②個人番号の不正利用のおそれがあると認められる理由がわかる書類
- ②通知カード紛失届
(紛失や盗難の場合は、事前に警察に遺失届を提出する必要があります)
- ③本人確認ができるもの
(運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)

なお、未成年者の親権者が代理請求をする場合には、これらの書類のほかに戸籍謄本等の書類の写しが必要で、成年後見人が請求する場合には成年後見登記事項証明書の写しが必要になります。

